　　　年　　月　　日

京都工芸繊維大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職・氏名

ＰＩ人件費支出制度利用申請書（事業実施時）

下記のとおり、ＰＩ人件費支出制度の利用を申請します。

記

外部資金に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称・配分機関（契約の相手方） |  |
| 研究期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日（　年間） |
| 直接経費の額 | 年度　　　　　　　　　　円（研究期間全体　　　　　　　　　円） |

ＰＩ人件費支出・確保財源活用に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| ＰＩ人件費に充当する直接経費の額 | 年間給与額（　　　　　　　　　　　円）×当該業務のエフォート（　　％）  ＰＩ人件費充当額　　　　　　　　　　　　円  所管　　　　/プロジェクト名 |
| 確保財源の活用方法  及び金額 | 希望する項目にチェックの上金額を記載  ※合計額は、上記のＰＩ人件費充当額と一致させてください。  （１）ＰＩ等へのインセンティブ  □ＰＩ等の給与水準の向上（直接経費額１５０万円以上の事業が対象）  ※1か月の支給額が年間給与額を12で除して得た額の60%を超える申請は不可 　　 　　　　円  ※※PI人件費充当額に消費税10%が課税された合計金額が直接経費から差し引かれます。  　□ＰＩ等の研究環境の改善（研究費配分）　　　　　　　　　　　　　　円  （２）大学研究環境改善  　□若手研究者支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　□博士課程学生への経済支援　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　□共用研究設備整備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　□その他大学全体の研究改善に係る財源への充当　　　　　　　　　　　円 |

◆留意点

・配分機関（契約の相手方）がＰＩ人件費充当額の上限を設けている場合はその額を超えての申請はできません。

・給与額は事前に人事労務課で確認を取ってください。

・当該業務のエフォートは事前に学系長の了承を受けた数字を記載してください。

・ＰＩ等の給与水準の向上は、単体事業の1か月あたりの手当支給額が年間給与を12で除して得た額の60%を超えない場合であっても、他の事業も含めた手当支給額の合計額が60%を超える場合はそれ以上の額の申請はできません。

・受託研究・共同研究などの外部資金から給与を支給する場合は、別途消費税10%が必要となります。

|  |
| --- |
| 所属長確認 |
| サイン又は印鑑 |